平成２４年（フ）第５４号
静岡県掛川市南１丁目16番１号
破産者　丸七建設株式会社
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
松江市東出雲町錦新町４丁目２番３―203号
破産者　昌子　勝彦
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４２号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井871番地６１―203
破産者　有限会社トライアル
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５３号
埼玉県狭山市沢３番11号
破産者　有限会社武田塗装店
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６６号
千葉県茂原市押日1488番地５
破産者　株式会社トータル・アイ
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７３６号
東京都町田市金森４丁目38番３号エスペランサⅡ203
破産者　田原　正裕
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７９号
神奈川県平塚市横内3242番地の３オーク横内２―201号
破産者　有限会社エムケイエンジニアリング
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７８７号
愛知県北名古屋市片場八反72番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県北名古屋市九之坪寺領73番地
破産者　日通トラツク倉庫株式会社
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８９３号
名古屋市西区城西３丁目16番25号
破産者　ジョヴィプランニング株式会社
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８９４号
名古屋市西区城西３丁目16番25号
破産者　株式会社ジョヴィ
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１号
三重県名張市上小波田字志ん屋く1808―１
破産者　株式会社オーヴェスト
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２５２号
広島市安佐北区可部７丁目23番34号
破産者　株式会社安佐北建設
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５４号
大分市大字永興215番地の１
破産者　有限会社シティー産業
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
大分市新貝４番50号
破産者　丸徳印刷株式会社
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
沖縄県那覇市松山２丁目17番５号　ローズハイム松山501、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市田原２丁目８番11号
破産者　株式会社トータルエコシステム
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５２号
沖縄県沖縄市住吉１丁目１番31号
破産者　有限会社エコハーツ
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３１号
北海道帯広市西20条南２丁目45番４号　紅葉ハイツＣ号
破産者　高野　優二
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
金沢市三口新町４丁目４番28号、従前の本店所在地金沢市涌波１丁目７番40号
破産者　有限会社石川みのり（旧商号イチロー石川サービス有限会社）
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４００号
岡山市北区奉還町１丁目３番16号吉岡ビルⅡ402、申立時の住所岡山市北区奉還町１丁目８番３号吉岡ビル301号
破産者　髙旗　明彦
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３号
沖縄県那覇市字小禄421番地の25
破産者　株式会社花めーる
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２１８号
沖縄県浦添市字城間2980番地
破産者　株式会社上田はつり
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部